

中運達第11号

中部運輸局発注者綱紀保持委員会規則を次のとおり定める。

平成24年11月1日

中部運輸局長 甲斐 正彰

中部運輸局発注者綱紀保持委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、「入札談合の再発防止対策について（平成17年7月29日国土交通省入札談合再防止対策検討委員会）」を踏まえ、会計法令、独占禁止法、入札契約適正化法その他の発注事務に係る関係法令の遵守はもとより、国民の疑惑を招かないよう中部運輸局における発注事務に係る綱紀の保持を図るための中部運輸局発注者綱紀保持委員会（以下「委員会」という。）の設置等について定める。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 中部運輸局における発注事務に係る綱紀の保持（以下「発注者綱紀保持」という。）のための規定に関すること
- 二 発注者綱紀保持マニュアルに関すること
- 三 発注担当職員による的確な職務遂行のための研修及び講習の方針に関すること
- 四 発注者綱紀保持のための規定に反する事例の調査分析に関すること
- 五 発注者綱紀保持対策の有資格業者への周知方策に関すること
- 六 その他発注者綱紀保持のために必要な事項

(委員)

第3条 委員は、中部運輸局長、総務部長、総務部次長、総務部各課長とし、局長を委員長、総務部長を副委員長とする。

(外部委員)

第4条 委員会に外部委員を複数人置く。

- 2 外部委員は、学識経験等を有する者のうちから中部運輸局長が委嘱する。
- 3 外部委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 4 外部委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 外部委員は、非常勤とする。
- 6 外部委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

(定例会議)

第5条 定例会議は、委員長が招集し、原則として毎年度1回開催するものとする。

- 2 定例会議は、委員及び外部委員をもって構成する。
- 3 定例会議は、非公開とする。
- 4 定例会議の議事概要は、公表するものとする。

(随時会議)

第6条 随時会議は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長は、議題に応じて外部委員の意見を聴取し、又は必要に応じ外部委員の出席を求めることができる。
- 3 随時会議は、非公開とする。

(秘密を守る義務)

第7条 委員及び外部委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部において処理し、総務部長が統括する。

附 則 (平成24年11月1日中運達第11号)

- 1 この達は、平成24年11月1日から施行する。
- 2 第4条第3項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以降初めて選任された外部委員の任期は、平成25年9月30日までとする。